

Vol. 11 No. 53 2015年4月

新規立地事業場公害防止事前指導要綱が廃止されました

平成27年3月27日付けで栃木県新規立地事業場公害防止事前指導要綱（以下、「指導要綱」という）の廃止が公表になり、同年4月1日より施行されました。

この指導要綱は工場設置時に協議事項を県に予め提出して、審査、指導を受けるというものです。

1 指導要綱の内容

工場等設置時には法律、条令等に基づく事前手続きが行われますが、指導要綱ではさらに次の内容が定められていました。

- 1) 対象業種は、製造業と試験研究の事業所。
- 2) 対象業種であって、敷地面積が9,000 m²以上の工場等を設置又は増設する場合は、県との協議が必要。
- 3) 協議書は協議事項を記載して、工事着工90日前に県へ届出。
- 4) 県の定める基準に基づいて、協議書内容の審査と個別指導があります。
- 5) 排出口におけるBOD値を最大10mg/L（日間平均8mg/L）以下になるように努めると指導されました。



2 指導要綱廃止に伴う措置

- 1) 指導要綱の内容は全て廃止され、BOD値を最大10mg/L（日間平均8mg/L）以下に努めるという条文も廃止されます。
- 2) 指導要綱が廃止されたため、今後、工場等設置時の公害防止関係手続きは環境関連法令及び県条例に基づきます。

追加された特定施設が県条例により 上乘せ基準の対象になりました

栃木県条例が改正され、水質汚濁防止法施行令に定める全ての特定施設が上乘せ基準の対象施設になりました。

新たに対象になる特定施設

- 1) PCBを含む廃棄物の焼却施設、分解施設、洗浄施設又は分離施設
- 2) ジクロロメタンによる洗浄施設
- 3) ジクロロメタンの蒸留施設
- 4) 石炭燃料火力発電施設の排ガス洗浄施設
- 5) 界面活性剤製造業の用に供する反応施設
- 6) エチレンオキサイド又は1,4 ジオキサンの混合施設
- 7) 施行期日以後に政令改正により、特定施設になった施設

施行は平成27年4月1日からです。

[編集後記]

4月8日、宇都宮に雪が降り2cm積りました。4月に入ってからの雪は、2010年4月17日以降5年ぶり、時期の遅さは観測史上5番目になるそうです。まさかの雪に見まわれ、咲き誇った桜の花に雪が積もり、木の枝が真っ白になりました。その雪と桜の花とのコントラストは、花の桜色が雪の白さによってさらに際立ち、いつもは見られない貴重な桜の花の趣を見ることが出来ました。車に薄く積もった雪を掃う仕草も、心なしか軽やかに感じられました。

季節はずれの4月の雪がもたらした、めったに出会うことが無い、まさに自然の成せる業でした。

環境科学センター水環境部 小野澤 益典

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント）
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテナンス）
- ◆ 水処理薬品部門（ホウ酸・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
- ◆ 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）



ISO9001



ISO14001

本社・環境科学センター・環境保全センター環境装置部・群馬営業所・茨城営業所は環境マネジメントシステムISO14001:2004の認証取得事業所です。環境科学センターは品質マネジメントシステムISO9001:2000の認証取得事業所です。